

講演・演習撮影ガイドライン・フローチャート

2009/11/16 ver.1.1

本ドキュメントは、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト edubase Portal」で公開することを目的に講演・演習等を撮影する際に実施すべき内容を、下記の項目ごとにフローチャート形式でまとめたものです。

1. 参加者の肖像権・著作権の権利処理
2. 参加者以外の第三者が有する著作権の権利処理
3. 参加者の開示しうる機密情報についての処理
4. 注意事項

「講演・演習撮影ガイドライン」に基づいて作成されています。

1. 参加者の肖像権・著作権の権利処理

講演・演習に参加している人（以下「参加者」という）は、映像に映ることが想定されるため、肖像権に関する承諾が必要となる。また、参加者については、講演・演習中の発表・発言に著作権が存在することが多く、そのほか、発表資料・成果物等の著作物が映像に映りこむことが想定される。これらについては、典型的に権利処理が必要と思われる分野であることから、権利侵害を避けるため、原則として撮影前の段階で（やむを得ず撮影前に承諾を得る機会がなかった場合には公開前までの間に事後的に）当該参加者から肖像権・著作権双方について「承諾書」を取得するように努める。なお、承諾書の取得方法については、8ページの注意事項を参照。

参加者の肖像権・著作権の権利処理の概要及びフローチャートは下記のとおりである。

✓ 概要

映像に当該参加者の肖像・著作物が映り込み、又は録音されることが想定される場合

下記 の権利処理が必要となる。

上記 にて権利処理が必要とされた参加者全員から撮影前に（または事後的に）「承諾書」を取得できた場合

撮影された映像はそのまま利用できる。

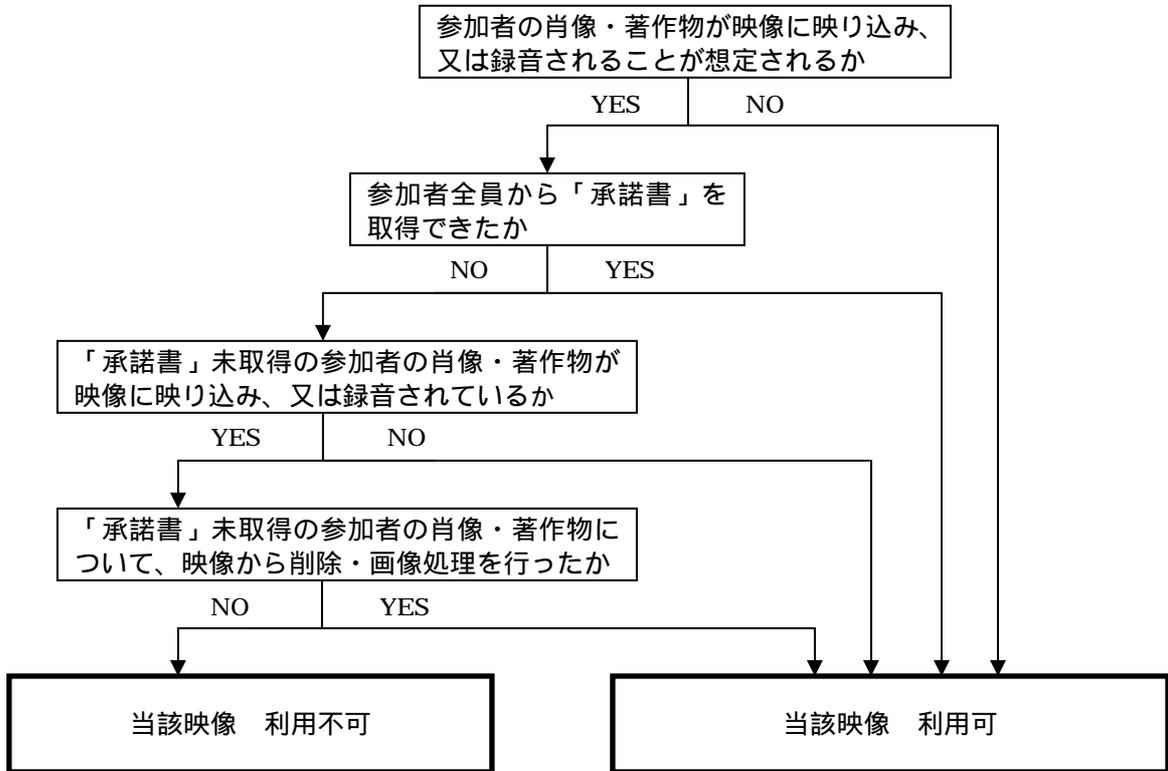
上記 にて当該参加者の全員又は一部から「承諾書」を取得できなかった場合（承諾書の提出を求めることができない場合、または承諾書の提出を求めて断られた場合）

下記いずれかの対応が必要となる。

(あ) 「承諾書」を取得できなかった参加者の肖像や著作物を「映さない」「録音しない」（肖像については「後ろ姿のみ撮影する」という対応も可能）

(い) 「承諾書」を取得できなかった参加者の肖像や著作物が映像の中に映り込み、又は録音されてしまった場合、映像に映り込み、又は録音された当該参加者の肖像・著作物について、映像から削除または肖像のぼかしなどの画像処理を行う。

✓ フローチャート



2. 参加者以外の第三者が有する著作権の権利処理

参加者以外の第三者（以下「第三者」という。）の創作物が映像に映り込み、又は録音されることが想定される場合は、一定の場合を除き、著作権侵害を避けるため、原則として、撮影前の段階で（やむを得ず撮影前に承諾を得る機会がなかった場合には公開前までの間に事後的に）、当該第三者から「承諾書」を取得するように努める。

第三者の肖像権・著作権の権利処理の概要及びフローチャートは下記のとおりである。

✓ 概要

映像に当該第三者の創作物が映り込み、又は録音されることが想定される場合

- （あ） 当該第三者全員の創作物について、すでに利用許諾条件が付与されている場合、その利用許諾条件の範囲内であれば、撮影された映像はそのまま利用できる。一方、利用許諾条件の範囲外の場合には、下記 または の権利処理が必要となる。
- （い） また、当該第三者全員から当該創作物の利用許諾を取得できなかった場合でも、利用許諾未取得の創作物が事実・アイデアそれ自体であり、又は当該創作物の利用が著作権法上の引用に該当する場合は、特段の権利処理は不要となる（撮影された映像はそのまま利用できる）。
- （う） 上記（あ）（い）で権利処理が不要となる場合を除いて、下記 または の権利処理が必要となる。

上記 にて権利処理が必要とされた創作物を創作した第三者全員から撮影前に（または事後的に）「承諾書」を取得できた場合

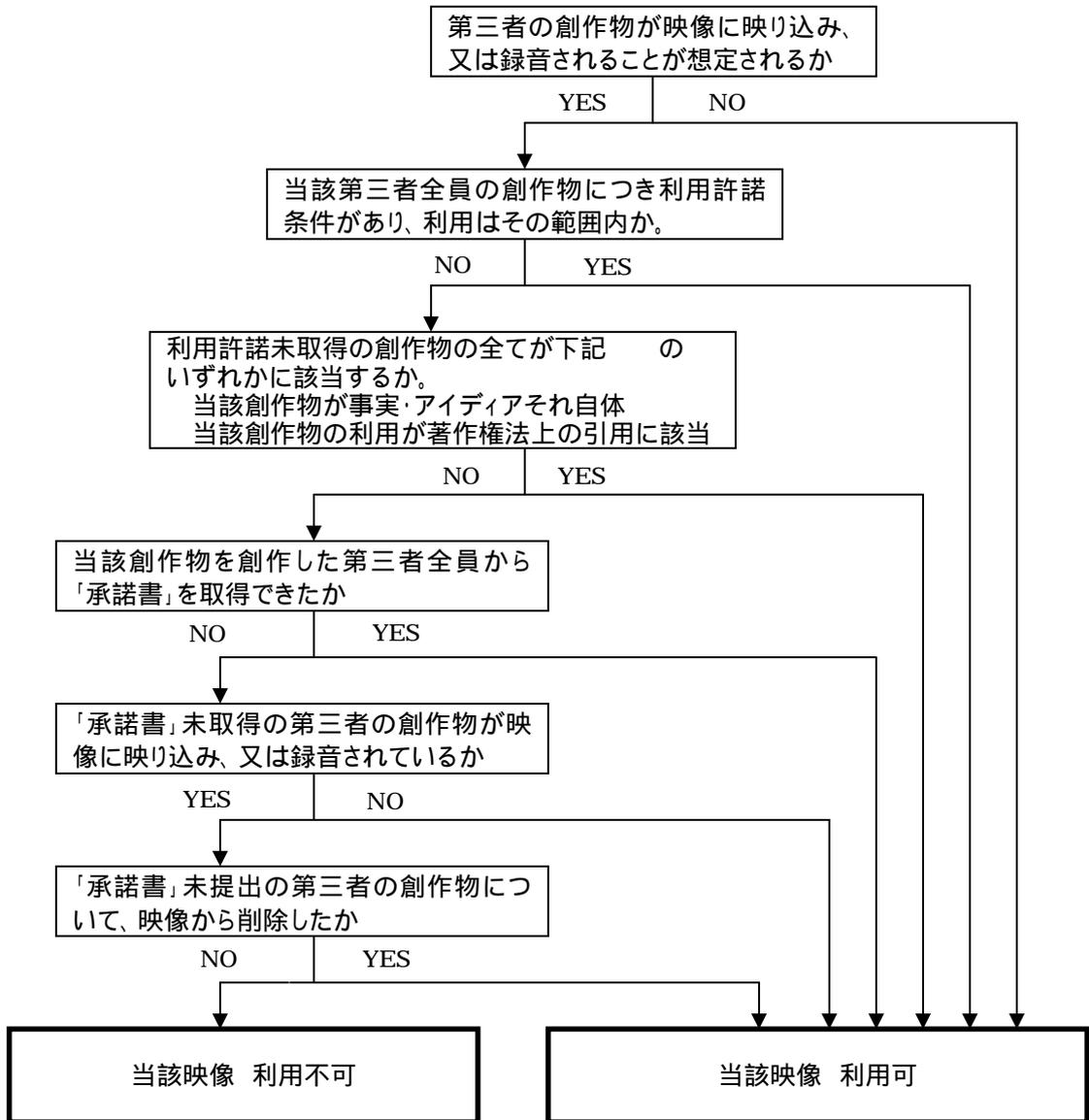
撮影された映像はそのまま利用できる。

上記 にて当該第三者の全員又は一部から「承諾書」を取得できなかった場合（承諾書の提出を求めることができない場合、または承諾書の提出を求めて断られた場合）

下記いずれかの対応が必要となる。

- （あ） 「承諾書」を取得できなかった第三者の創作物を「映さない」「録音しない」。
- （い） 「承諾書」を取得できなかった第三者の創作物が映像の中に映り込み、又は録音されてしまった場合、映像に映り込み、又は録音された当該第三者の創作物について、映像から削除する。

✓ フローチャート



3. 参加者の開示しうる機密情報についての処理

参加者が講演・演習の中で機密情報を開示する可能性については、肖像権や著作権とは異なり、撮影者側で機密情報の該当性の判断が難しい場合があることから、機密情報の該当性の判断について参加者に責任を負ってもらうことを原則とする。具体的には、機密情報を（撮影中は）開示しないことを参加者に確認する、機密情報を撮影中に開示した可能性のある参加者は、講演・演習終了後一定期間内にその旨申し出ることを承諾する、という内容の承諾書を、原則として撮影前の段階で（やむを得ず撮影前に承諾を得る機会がなかった場合には公開前までの間に事後的に）、当該参加者から「承諾書」を取得するように努める。

参加者の機密情報にかかる権利処理の概要及びフローチャートは下記のとおりである。

✓ 概要

承諾書を提出した参加者

当該参加者から、「承諾書」に定める期間内に機密情報開示の申し出がなかった場合
当該参加者については、特段の対応は不要。

上記にて機密情報開示の申し出があった場合、下記に応じて対応が分かれる。

- (あ) 当該申し出の内容が、一定期間内は当該機密情報を利用してはならないとするものである場合は、当該期間経過後、当該機密情報は利用することができる。（映像は、当該期間経過後に公開する。）
- (い) 当該申し出の内容が、当該機密情報の利用を一切許容しないものであれば、当該申し出にて機密情報と指定された創作物や発言にかかる部分の映像を削除した上で、映像を利用することができる。

承諾書を提出しなかった参加者（承諾書を求めることができない場合、または承諾書を求めて断られた場合）

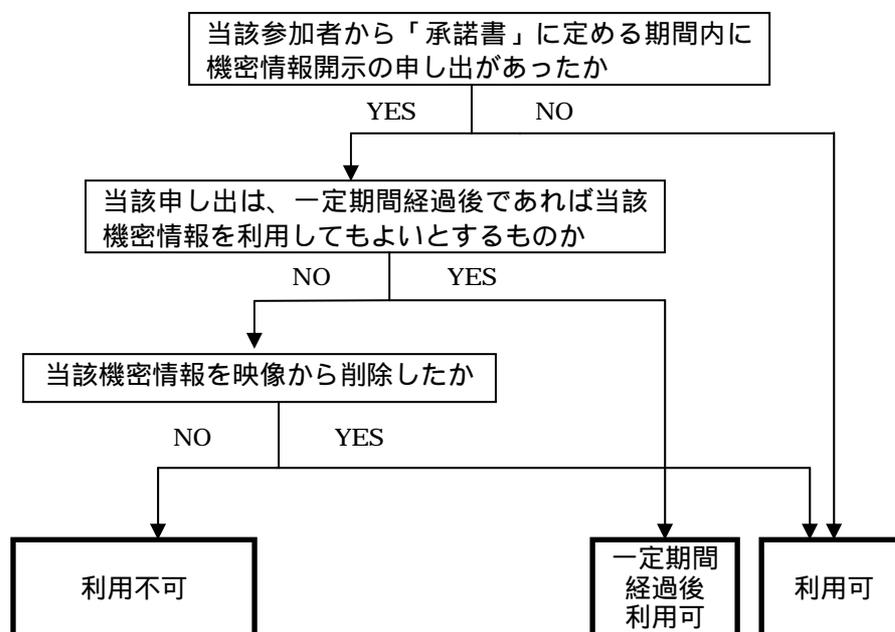
当該参加者の創作物や発言に機密情報に該当しうる情報が含まれていないことが明白である場合

当該参加者については、特段の対応は不要。

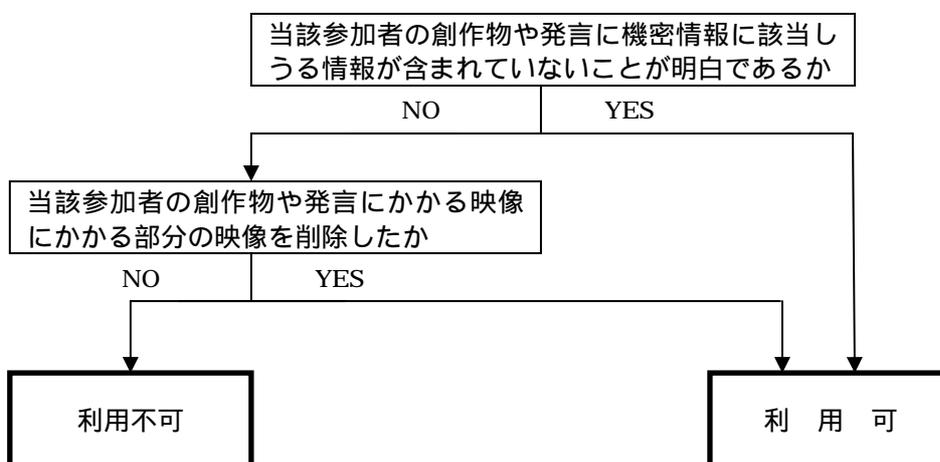
上記にて、当該参加者の創作物や発言に機密情報に該当しうる情報が含まれている疑いがある場合、当該参加者の創作物や発言にかかる映像にかかる部分の映像を削除した上で、映像を利用することができる。

✓ フローチャート

承認書を提出した参加者



承認書を提出しなかった参加者



4. 注意事項

- ・ 承諾書の取得方法

承諾書の取得の方法としては、講演・演習の初回に包括的に承諾書を取得する方法、講演・演習の度に毎回承諾書を取得する方法のいずれも想定されうる。参加者については、肖像権、著作権及び機密情報の全てについて承諾書を取得する。

- ・ 講演の場合の権利処理

講演の場合は、講演の参加者（聴衆）については、上記した、承諾書を取得する権利処理の方法の他、講演が始まる前に、当該講演が撮影され、後日公開される予定であること、講演中に質問その他の発言をした参加者は、その発言が撮影され映像で後日公開されることをご了解いただきたいこと、かかる映像の撮影と公開を許諾しない参加者は、講演中の発言を差し控えていただきたい旨、を講演前（または質疑応答前）に予告し、その場で承諾を得る権利処理の方法も想定される。この場合には、あらかじめかかる予告を参加者に行ったことを証拠化するため、上記 から について聴衆に説明している場面を映像に録画し、別途保存しておくことが望ましい。なお、講演の講師からは肖像権、著作権及び機密情報の全てについて承諾書を取得する必要がある。

- ・ 利用中止の申し出

参加者・第三者から承諾書を取得したり、その他の方法で同意を得た場合であっても、当該参加者・第三者から、著作物・創作物の利用中止の申し出を受けた場合は、その後の紛争を避ける観点から、即時に当該著作物・創作物の利用を中止する。その後、利用を行いたい場合には、当該参加者・第三者と協議し、最終的に利用の許諾が得られない場合には、フローチャートに従って該当部分の削除などの権利処理を行う必要がある。

- ・ 承諾書の取得時期

承諾書の取得時期は、原則として撮影前に取得するのが望ましいが、理論的には撮影後に取得したとしても問題はない。ただ、撮影後の承諾書を取得しようとしても、結果的に取得できなければ、その映像は、上記のフローチャートに基づく権利処理を行わなければ利用することができないので、留意を要する。

- ・ プロのカメラマンが撮影を行った場合や、映像の撮影・編集において創作性が認められる場合、これらのカメラマンや編集者に別途著作権が発生し、上記フローチャート以外の権利処理が必要となる可能性が高いので、法律の専門家や著作権関係団体に相談する。

- ・ 未成年者の権利処理

映像に映り込む第三者が未成年者である場合、又は映像に映り込む創作物が未成年者の創作によるものである場合も、当該未成年者の保護者から、原則として撮影前に承諾書を取得する。